

・第 1 編

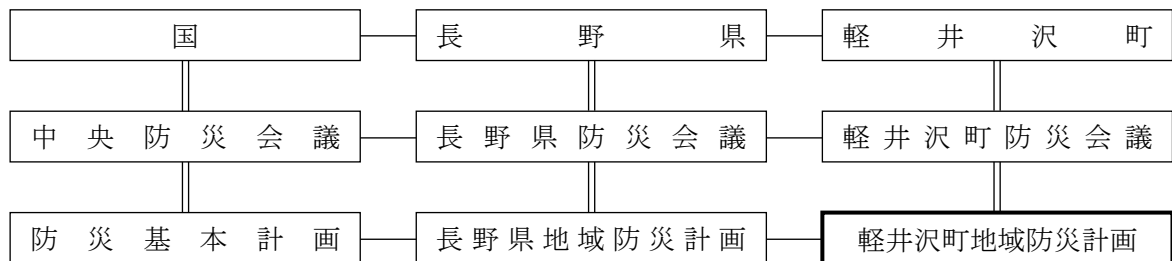
総 則

第1節 計画の目的、構成及び基本方針

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、軽井沢町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

【国、県及び軽井沢町の防災会議並びに防災計画の体系】



2 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を風水害対策編、第3編を震災対策編、第4編を火山災害対策編とし、それぞれ災害に対する予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を示した。また、第5編をその他の災害対策編とし、雪害対策、航空災害対策、道路災害対策、鉄道災害対策、危険物等災害対策、林野火災対策について特記すべき事項を示し、さらに、第6編を原子力災害対策編とし、予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を示した。末尾の資料編、様式編においては、本計画に必要な関係資料、様式等を掲げた。

3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して、必要があると認めるときには速やかにこれを修正する。

4 計画の周知徹底

本計画を円滑かつ的確に運用するため、町職員、住民、関係機関及びその他防災に関する主要施設の管理者に、防災活動の指針として周知徹底を図る。

5 基本方針

町は、防災対策を行うに当たっては、次の事項を基本とし、国、県、関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体になって最善の対策をとる。特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」を基本理念とし、たとえ被災しても人命を守ることを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

また、首都圏をはじめ、全国各地で大災害が発生した場合の被災者の受け入れの実施等、町としての「公助」のあり方及び役割について平素から積極的に検討していく。

(1) 周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は、以下のとおりとする。

(7) 国、県及び関係機関等と協力し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、災害対策の改善を図る。

(4) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせる一体的な災害対策を推進する。

(7) 住民一人ひとりが防災に対する意識を高め、自らの命と生活を守れるよう、住民の自助能力の向上を推進する。

イ 災害予防段階における施策の概要は、以下のとおりとする。

(7) 国、県及び防災関係機関等の協力のもと、災害に強い郷土づくり、まちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

(4) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

(7) 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。あわせて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、住民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、町、県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備に努める。

(4) 国、県及び防災関係機関等が実施する防災に関する研究及び観測等に協力し、防災に関する基本的なデータの提供等を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

(4) 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関と連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

(4) 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI・IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備に努める。

(4) 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一

人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練の実施に努める。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

ア 災害応急段階における基本理念は、以下のとおりとする。

- (7) 災害が発生するおそれがある場合は、災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (4) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

イ 災害応急段階における施策の概要は、以下のとおりとする。なお、災害応急段階においては、関係機関等は、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分配慮する。

- (7) 災害が発生するおそれがある場合には、防災気象情報の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- (4) 災害が発生するおそれがある場合は、災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。
- (7) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
- (5) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、県及び関係機関等と協力した交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
- (4) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
- (4) 被災者への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民からの問い合わせに対応する。
- (5) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災者のニーズに応じて供給する。
- (7) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の

徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(ロ) 県及び関係機関等と協力した防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための対策を推進する。

(ハ) 県及び関係機関等と協力した応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、県及び関係機関等の協力や助言を得て、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。

(ニ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

ア 災害復旧・復興段階における基本理念は、以下のとおりとする。

(ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は、以下のとおりとする。

(イ) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

(ロ) 物資、資材の調達計画等を活用して、適正かつ迅速に廃棄物を処理する。

(ハ) 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正かつ迅速に廃棄物を処理する。

(ニ) 再度災害の防止とより快適な住環境を目指して防災まちづくりを推進する。

(ホ) 国、県及び関係機関等の連携による被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援策を推進する。

(ヘ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。

ウ 町と県及び防災関係機関等は、互いに連携をとりつつ、これらの災害対策の基本方針事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるよう必要な措置をとる。

(4) 県及び関係機関等との連携

町は、県及び関係機関等と緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に次の事項を基本とし、必要な措置をとる。

ア 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画を図る。

イ 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災会議委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立していく。

第2節 防災に関する実施責任

1 町

軽井沢町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 佐久広域連合消防本部

佐久広域連合消防本部は、災害から管轄市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに、防災活動を実施するとともに、町災害対策本部の業務に従事する。

3 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、常日ごろから災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、町、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

7 住民

軽井沢町においては、軽井沢町まちづくり基本条例（平成19年軽井沢町条例第13号）が制定され、町民、別荘滞在者及び観光客のそれぞれの責務を定めており、各種施策もこの条例に基づき住民、町民に関する記述がされている。

町内において災害が発生した場合には、住所の有無に関係なく、災害時に町内にいる全ての方が協力し被害の軽減など対応にあたらなければならない、本防災計画においては、町内にいる全ての者をこの条例に定義する「住民」と同様な方を対象として内容を記載するものとする。

軽井沢町の住民は、災害に対しては「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において、お互いに協力し合い、常日ごろから災害時を念頭にいた防災対策を心がける必要がある。

第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
軽井沢町	(1) 軽井沢町防災会議及び軽井沢町災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) その他町の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 町内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。

2 消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
佐久広域連合消防本部 (軽井沢消防署)	(1) 消防力の整備に関すること。 (2) 災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。 (3) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (4) 防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。

3 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 長野県防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 県域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (9) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。
長野県警察本部 (軽井沢警察署)	(1) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 避難の指示に関すること。

	(3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 (4) 交通規制及び警戒区域の設定に関すること。 (5) 避難路及び緊急輸送道路の確保に関すること。 (6) 行方不明者の調査又は遺体の検視に関すること。 (7) 犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること。 (8) 危険物の取締りに関すること。 (9) 被災者に対し、焼失又は紛失した重要書類等の再発行に関すること。
--	---

4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
中部森林管理局 (東信森林管理署)	(1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 (3) 災害応急対策用材の供給に関すること。
長野労働局 (小諸労働基準監督署)	(1) 情報の収集及び調査に関すること。 (2) 事業場における二次災害の発生の防止に関すること。 (3) 被災者の救護対策に関すること。 (4) 職員の派遣に関すること。
東京管区气象台 (長野地方气象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
関東地方整備局 (長野国道事務所上田出張所)	(1) 災害予防 - ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進 - イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 - ウ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 - ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 - イ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 - ウ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 - エ 所管施設の緊急点検の実施

5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道(株) (軽井沢駅)	(1) 鉄道施設の防災対策に関すること。 (2) 災害時における避難者の輸送に関すること。
電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDD I (株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)) (1) 電気通信設備の保全に関すること。 (2) 災害非常通話の確保に関すること。
日本赤十字社 (長野県支部)	(1) 医療、助産等救助、救護に関すること。 (2) 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 (3) 義援金の募集に関すること。
日本放送協会 (長野放送局)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
電力会社	(中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株)、東京電力ホールディングス(株)) (1) 電力施設の保全、保安に関すること。 (2) 電力の供給に関すること。
東日本高速道路(株)	上信越自動車道の防災に関すること。
日本郵便(株)信越支社	(1) 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 (2) 災害時における窓口業務の確保に関すること。

7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	ため池等の防災に関すること。
帝石パイプライン(株) 軽井沢ガス(株)	(1) ガス施設の保全、保安に関すること。 (2) ガスの供給に関すること。
しなの鉄道(株) (軽井沢駅・中軽井沢駅・信濃追分駅)	(1) 鉄道施設の防災対策に関すること。 (2) 災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。

信越放送(株)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(株)長野放送	
(株)テレビ信州	
長野朝日放送(株)	
長野エフエム放送(株)	
公益社団法人長野県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
草軽交通(株)	災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。
千曲バス(株)	
(社)小諸北佐久医師会、北佐久歯科医師会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(社)佐久薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
公益社団法人長野県看護協会	災害時の救護活動における人員等の派遣に関すること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
区	(1) 区域内の災害に関する情報の収集及び伝達の協力に関すること。 (2) 水防、その他災害に対する応急措置の協力に関すること。 (3) 災害時における避難、救助活動の協力に関すること。
社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) 福祉救援ボランティアに関すること。
赤十字奉仕団	(1) 医療等救助、救護活動の協力に関すること。 (2) 被災者に対する炊き出しの協力に関すること。
佐久浅間農業協同組合	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 農作物の災害応急対策の協力に関すること。 (3) 被災農家に対する融資あっせんに関すること。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 (5) 農作物の需給調整に関すること。
軽井沢町商工会	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 災害時における物価安定の協力に関すること。 (3) 救助物資、復旧資材の確保、あっせんに関すること。

佐久森林組合	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
軽井沢エフエム放送(株)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
西武観光バス(株)	災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。
交通安全協会	町が行う交通対策の協力に関すること。
防犯組合連合会	災害時における防犯対策の協力に関すること。
区長会、青年・婦人団体、PTA、その他の団体等	(1) 町が行う応急対策の協力に関すること。 (2) 被災者の救助活動及び義援金品の募集等についての協力に関すること。

9 その他

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
浅間山火山防災協議会	火山災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備に関すること。 (1) 噴火に伴う現象（主に、噴石、火砕流、融雪型火山泥流といった噴火直後に人的被害につながり得る噴火現象を想定。火山の実情に応じ、火山ガスや降灰後の土石流なども含む。）と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関すること。 (2) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関すること。 (3) 噴火シナリオや火山ハザードマップを基に、噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関すること。 (4) 避難場所等を示した具体的な「避難計画」の一連の警戒避難体制に関すること。 (5) 防災訓練の実施及び防災意識の啓発活動に関すること。 (6) 火山活動の変化等をより早期に把握するための情報伝達体制の構築に関すること。

第4節 軽井沢町の地勢と災害要因、災害記録

防災についての諸計画策定の際の基礎的な事項として、町のもつ自然的・社会的な諸条件及び災害との関連にみる諸要因の概要は次のとおりである。

1 自然的条件

(1) 町の位置

町は長野県の東端に位置し、周囲は群馬県の5市町村、長野県の2市町に隣接する。
東西12.5km、南北14.0km、面積156.03km²の広大な町である。

役場の位置	地番	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字蓬田2381番地1
	東経	138度35分50秒
	北緯	36度20分54秒
	海拔	938m

(2) 地 勢

ア 町は北の浅間山頂より群馬県境に沿って、東へつつじヶ原を経て鼻曲山に達し、更に一の字山、三度山、矢ヶ崎山、入山峠と南下する稜線から和美峠を経て西へ八風山に至る山嶺が町の三方を囲み、西はなだらかに佐久平に続く傾斜地で、標高平均1,000mの高原地帯である。

イ 町の地勢的条件から、河川はおおむね北東部の山腹に源をなし、南西に流れて湯川水系に集まり千曲川に注いでいる。

土地の面積

	宅 地	田	畑	山 林	原 野	その他	合 計
面積 (km ²)	24.86	1.98	3.41	86.02	9.06	30.70	156.03
割合 (%)	15.93	1.27	2.18	55.13	5.81	19.68	100

(令和5年度概要調書)

(3) 地 質

地質構造を水系別にみると次のとおりである。

ア 浅間山腹よりの水系一体は主として、浅間山の火山噴出物と第三紀の堆積物とによって大部分をしめている。

イ 矢ヶ崎川、泥川流域は新生砂土層が主で、水害による侵食に弱い箇所が分布している。

ウ 矢ヶ崎川及び精進場川上流の旧軽井沢、三笠地籍は特に新生砂土層が多く、豪雨等により川底の上下変化が生じやすく、土石流が発生しやすい。

エ 発地川水系及び茂沢川、中沢川水系等は、八風山系より集水され、流域は第三紀の堆積物が多く、侵食されやすい。

(4) 気 象

ア 気温

令和5年の統計数値によると、年平均気温は10.0℃で、同緯度の他の地方と比べると著しく低い。年最高気温は31.8℃である一方、冬はその標高ゆえに気温の低下が著しく、年最低気温は-16.2℃となっている。日較差・年較差の大きい内陸性気候が顕著である。

イ 降雨・降雪

令和5年の年間降水量は1,078.0mmで県内では少雨地帯に属する。しかし、6月～7月の梅雨期と9月前後の台風期には、前線の影響とあいまって大雨の発生のおそれがある。

令和元年10月12日からの令和元年東日本台風の接近に伴う降雨では、一日の降水量が314.5mmと記録的な大雨となり、土砂崩れ、道路冠水等大きな影響を受けた。

一方、冬型の気圧配置による降雪量は少ない地域であるが、平成26年2月14日からの降雪では、最深積雪が99cmと記録的な大雪となり、社会的・経済的にも大きな混乱をきたした。

※平成26年2月大雪災害及び令和元年東日本台風災害では、災害救助法が適用された。

ウ 霧

当町では、春から秋にかけて霧の発生日数が非常に多く、毎年100日以上観測されている。この霧のために軽井沢の毎月の平均湿度は年を通して70%以上で、令和5年の年平均湿度も81%と高くなっている。

エ その他の異常気象

町にみられる異常気象としては、霜、異常低温、降ひょう及び雷雨、更に干ばつ等があり、これらはそれぞれの地形的特性と気象条件とが相関し、発生しやすい。

項目 年次	気 温			平均 湿度 (%)	平均 風速 (m/s)	最大 風速 (m/s)	降水量 (mm)	最深 積雪 (cm)	日照率 (%)
	平均 (℃)	最高 (℃)	最 低 (℃)						
平成26年	8.3	31.5	-14.2	78	1.7	7.5	1,343.5	99	47
27年	9.0	31.9	-13.7	81	2.3	9.0	1,178.0	34	45
28年	9.1	30.8	-16.0	83	2.3	9.3	1,377.0	51	45
29年	8.3	30.3	-15.0	81	2.3	10.3	1,255.0	37	50
30年	9.3	32.9	-14.9	81	2.3	10.1	1,239.5	16	50
令和元年	9.0	31.5	-11.3	83	2.3※	12.3※	1,530.0	16	46※
2年	9.2	31.9	-13.0	84	2.2	9.6	1,391.0	28	45
3年	9.1	30.3	-12.0	81	2.3	11.3	1,310.5	19	48
4年	8.8	32.1	-14.2	83	2.3	9.8※	1,206.5	32	47
5年	10.0	31.8	-16.2	81	2.2	9.0	1,078.0	19	54

(長野地方気象台)

(注) 軽井沢特別地域気象観測所(平成21年9月までは軽井沢測候所)の記録による。

最深積雪は前年11月から当年4月までの積雪の最大値。

※は期間内に20%以上の欠測を含む資料不足値。

(5) 自然的条件にみる災害の要因

ア 広域な高冷地帯

全域が標高が高く内陸であるため、高冷地における農産物等の生育可能期間が短く、凍霜害、低温障害等の被害が発生しやすい。

イ 地形による災害の局地性

梅雨期末期や台風等による豪雨の発生の際、複雑な地形は大災害を局地的に発生させる。

また、夏は地形による空気の上昇がしばしば起こるため、気層が局部的に不安定となり、地域的に激しいひょうや大雨等が発生する要因となっている。

ウ 活火山の活動

本町には今なお活動を続けている浅間山があり、火山性異常現象が間欠的に発生している。そのため今後も災害を伴う噴火等が考えられる。

エ 地震の可能性

火山帯に加え、長野県は構造的な弱線上にあり（糸魚川－静岡構造線といわれる大裂線と、この構造線の諏訪湖の南を起点として天竜川の東側に沿って平行して通る中央構造線）、県域には信濃川、姫川両地震帯が存在している。これらを中心に地震の発生が予想され、糸魚川－静岡構造線については、その一部である牛伏寺断層において、今後数百年以内に地震の可能性が指摘されている。また、南海トラフ地震及び関東地方で予想される地震の影響も考えられる。

オ 前線の影響による豪雨

梅雨期や秋雨期には、前線上を東進する低気圧や台風の北上に伴い、南海上から流入する暖湿気流によって、前線活動が活発になり大雨を降らせることがあり、水害の直接の要因となる。

カ 台風の進路による影響

長野県の位置と地形のもつ条件により台風の接近、通過は町内各所にも風水害をもたらす。長野県に影響を及ぼす台風を経路により大別すると、次の4コースに分けられる。

(7) 長野県を縦断して北上する場合

長野県全域が暴風域に入り全県的に風害や水害が発生する。特に東部や北部一帯は風・雨ともに強く、台風通過後の吹き返しの風による災害をもたらす。

(4) 長野県の西側に接近して北東進する場合

長野県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生し、特に南部や西部の山沿いは局地的な大雨となる。

(7) 長野県の東側に接近して北上する場合

長野県の東部山沿いで風・雨ともに強く、台風の吹き返しの風が被害を大きくする。

(5) 長野県の南側に接近して東進する場合

長野県の南部や東部に大雨が降る典型的な雨台風で、これらの地域に水害をもたらす。

2 社会的条件

(1) 人 口

本町の人口は19,188人（令和2年国勢調査）で、おおむね増加傾向にある。人口密度は1km²当たり約120人であるが、町の北部は国有林であるため、中央部の中軽井沢駅周辺には人口の約4分の1が集中している。その他は各駅周辺に集落が形成されているほか、南部には農業集落が点在している。

また、本町の特別な実情として、別荘が15,000件を超え、夏季の最盛期には人口が10倍近く膨れあがるといわれている。

また、年齢別人口によると、65歳以上の老年人口は6,394人（令和2年国勢調査）、高齢化率は33.3%であり、高齢化は本町においても年々進行している。

人口及び世帯数の推移

項目 年次	世帯数 (世帯)	人 口			人口密度 (人/km ²)	一世帯当り の人口 (人)
		総数 (人)	男 (人)	女 (人)		
昭和55年	4,507	14,195	6,837	7,358	91.17	3.15
60年	4,963	15,051	7,377	7,674	96.67	3.03
平成2年	5,448	15,464	7,597	7,867	99.10	2.84
7年	5,657	15,345	7,512	7,833	98.33	2.71
12年	6,203	16,181	7,934	8,247	103.69	2.61
17年	6,752	17,144	8,229	8,915	109.86	2.54
22年	8,082	19,018	9,145	9,873	121.90	2.35
27年	8,247	18,994	9,107	9,887	121.73	2.30
令和2年	8,586	19,188	9,178	10,010	122.98	2.23

資料：国勢調査（各年10月1日）

観光客数の推移（利用者延数）

単位：千人（%）

季節別 年度	春 (3. 4. 5月)	夏 (6. 7. 8月)	秋 (9. 10. 11月)	冬 (12. 1. 2月)	計
平成23年	921 (12.0)	4,041 (52.6)	1,951 (25.4)	765 (10.0)	7,678 (100.0)
24年	980 (12.5)	4,038 (51.6)	2,025 (25.9)	778 (10.0)	7,821 (100.0)
25年	1,038 (13.1)	4,168 (52.5)	1,990 (25.1)	742 (9.3)	7,938 (100.0)
26年	1,035 (12.4)	4,432 (52.9)	2,074 (24.8)	829 (9.9)	8,370 (100.0)
27年	1,113 (13.2)	4,325 (51.3)	2,098 (24.9)	895 (10.6)	8,431 (100.0)
28年	1,090 (12.9)	4,452 (52.6)	2,004 (23.7)	919 (10.8)	8,465 (100.0)
29年	1,104 (12.9)	4,455 (52.1)	2,048 (24.0)	940 (11.0)	8,547 (100.0)
30年	1,197 (13.7)	4,402 (50.5)	2,105 (24.2)	1,013 (11.6)	8,717 (100.0)
令和元年	1,255 (15.0)	4,127 (49.0)	2,023 (24.0)	1,011 (12.0)	8,416 (100.0)
2年	270 (5.6)	2,180 (44.9)	1,777 (36.6)	625 (12.9)	4,852 (100.0)
3年	724 (12.9)	2,341 (41.5)	1,709 (30.3)	861 (15.3)	5,635 (100.0)
4年	987 (13.5)	3,168 (43.3)	2,052 (28.0)	1,113 (15.2)	7,320 (100.0)

（観光経済課）

(2) 産 業
ア 農業

農業の全産業に占める割合は比較的大きいが、近年は兼業農家の増加が目立つ。平成27年実施の農林業センサスによれば、耕地面積は200haで町全域の1.3%を占め、その利用形態別構成は水田22.5%、残りが普通畑でそのほとんどが特産の高原野菜を栽培している。また、大規模な土地改良事業をはじめ新品種の導入、新技術の実用化などが進められ、農業生産性の向上が積極的に図られているが、兼業化、高齢化の進行により担い手不足が問題化してきている。

イ 商工業

町の商工業は、別荘人口、観光客の増加と住民の消費生活の向上に伴い順調な発展が続けている。軽井沢の主な商店街である新・旧・中軽井沢は都市計画事業により整備され、近代的な商店街づくりが進められている。

産業別就業人口

	2010年（平成22年）		2015年（平成27年）		2020年（令和2年）	
	総数（人）	割合（%）	総数（人）	割合（%）	総数（人）	割合（%）
第1次産業	299	3.15	306	3.31	296	3.51
農 業	289	3.05	293	3.17	285	3.38
林 業	10	0.11	13	0.14	11	0.13
漁 業	0	0.00	0	0.00	0	0.00
第2次産業	1,310	13.81	1,289	13.93	1,186	14.08
鉱 業	0	0.00	0	0.00	0	0.00
建 設 業	703	7.41	673	7.27	611	7.25
製 造 業	607	6.40	616	6.66	575	6.83
第3次産業	6,963	73.38	7,373	79.69	6,859	81.39
卸・小売業	1,465	15.44	1,511	16.33	1,355	16.08
金融・保険業	93	0.98	86	0.93	94	1.12
不動産・物品賃貸業	408	4.30	518	5.60	463	5.49
運輸・通信業	380	4.00	409	4.42	400	4.75
電気ガス水道業	34	0.36	38	0.41	37	0.44
サービス業	4,317	45.50	4,528	48.94	4,234	50.24
公 務	266	2.80	283	3.06	276	3.27
分類不能の産業	917	9.66	284	3.07	86	1.02
総 数	9,489	100.00	9,252	100.00	8,427	100.00

※サービス業には「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」の合計を掲載しています。（国勢調査）

(3) 交 通

ア 道路

町内を走る一般国道18号及び146号、主要地方道下仁田軽井沢線をはじめ県道7路線

は、本町にとっての基幹道路であり、道路機能の充実を目指した整備が進められている。

また、特に夏期においては、旧軽井沢軽井沢停車場線、一般国道146号が混雑するため、その緩和対策が課題となっている。

町道については、住民の生活道路としての役割が大きいですが、狭隘な道路も少なくない。

イ 鉄道

町にはJ R新幹線（軽井沢駅）としなの鉄道（軽井沢駅・中軽井沢駅・信濃追分駅）がある。新幹線の利用により、首都圏と本町の間を約1時間で移動することができる。

ウ バス路線

現在、西武観光・千曲・草軽・J Rバスの4社が路線バス営業を行っている。利用客は年々減少しているが、バス路線は通勤・通学者、高齢者、観光客の移動手段として欠くことのできない交通機関である。

(4) 生活環境

生活環境の整備については、環境、保全対策、能率向上の見地から町の全域が都市計画区域に指定され、下水道事業、区画整理事業、街路事業等が実施され、建設についても耐震、耐火の建築が進んでいる。また、水道はほぼ完備されている。

(5) 社会的条件にみる災害の要因

災害発生の原因は自然的条件が主体的なものであるが、ある種の社会的要因が自然的要因と相関して、災害の発生の原因を醸成し、あるいは災害を拡大させる方向に作用する。社会的経済的条件の現状に起因した災害発生あるいは拡大の要因として、主として次のことが提起される。

ア 家屋の集中

旧軽井沢、新軽井沢、中軽井沢区等の家屋の集中地区は過去に大火の例があるように、いったん災害が発生したときはその大規模化の要素を内包している。

イ 寒冷地の農耕

農業技術が進歩しているとはいえ、農作物等はおお冷害・凍霜害、降ひょう害等の危険にさらされている。

ウ 危険物等の増加

経済活動の進展に伴い、危険物施設、一般家庭の少量危険物などの増加がみられ、これらは災害拡大の要因になりうる。

エ 森林地帯の変容

森林地帯の開発のための過度の工事等は、森林が雨水を貯える効果を減少させ、洪水量を増大させる。特に本町を流れる各河川は、河幅が狭く急しゅんにして蛇行しているので、はん濫を容易にさせる。

オ 防災関係事業の未整備

植林、砂防工事、河川の改修等の事業もかなり進捗しているが、まだ未整備な危険箇所もあり、水害の危険が内包されている。

3 災害記録

過去の災害記録は資料15-1・15-2に掲げるとおりである。

第5節 地震被害想定

第1 基本方針

長野県では、平成26年の長野県神城断層地震のような県内の活断層による地震に備えるとともに、平成23年の東北地方太平洋沖地震のようなこれまで想定していなかった規模の地震や、将来起こりうるといわれている南海トラフの巨大地震に備えるため、県及び各市町村の防災対策の新たな基礎資料となる実践的な被害想定を策定し、平成27年3月、『第3次長野県地震被害想定調査報告書』を公表した。

この調査による被害想定結果は、本町における今後の地震防災対策の基礎資料として、また住民一人ひとりの防災意識の高揚と防災対策の推進に当たって有用な資料となるものである。

本節においては、この報告書のうち、本町に関する被害想定結果の概略等を示すものとする。

第2 想定地震

『第3次長野県地震被害想定調査報告書』における想定地震及びその諸元は、次のとおりである。

想定地震の諸元

震源諸元 想定地震		マグニチュード	最大震度	長さ (km)	位置等
長野盆地西縁断層帯		7.8	5強	58	飯山市～長野市
糸魚川－静岡構造線	全体	8.5	5強	150	小谷村～富士見町
	北側	8.0	5弱	84	小谷村～松本市
	南側	7.9	5弱	66	安曇野市～富士見町
伊那谷断層帯		8.0	5弱	79	辰野町～平谷村
阿寺断層系（南部）		7.8	4	79	岐阜県中津川市（旧山口村）～岐阜県下呂市
木曽山脈西縁断層帯（北部）		7.5	5弱	40	木曽町～南木曽町
境峠・神谷断層帯		7.6	4	47	松本市～伊那市
想定東海地震		8.0	5弱		
南海トラフ		9.0	5強		

この中で、本町に最も影響を及ぼすと予測されているのは、「糸魚川－静岡構造線（全体）の地震」である。このため、以下、「糸魚川－静岡構造線（全体）の地震」についての想定結果を記述

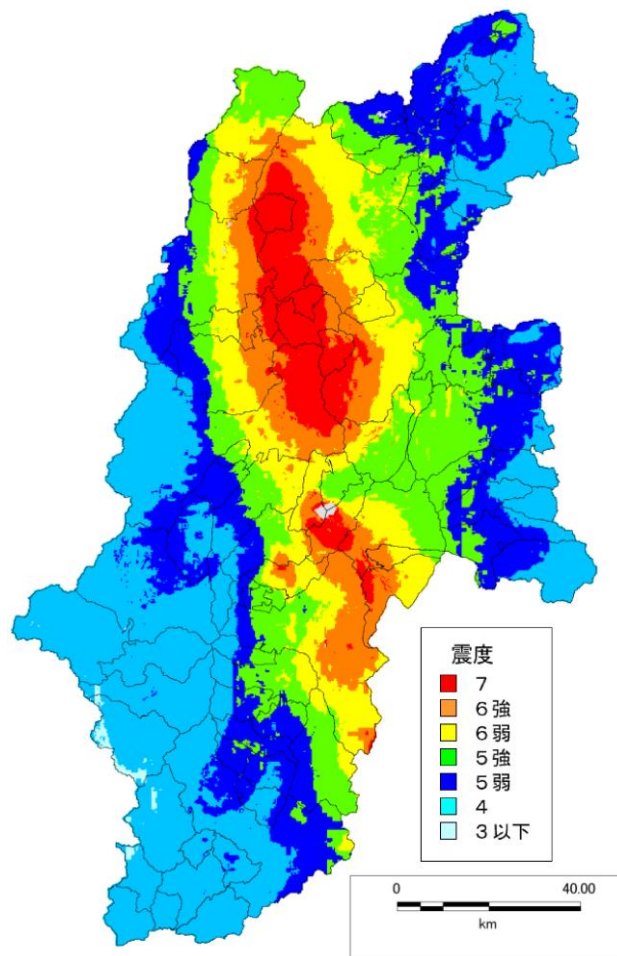
する。

なお、地震動の予測も、科学的な知見に基づいて一定の条件で設定しているものであって、次にその想定地震において発生する地震動を具体的に予測したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではない。

第3 想定結果

1 予測震度

町域において、最大震度5強の非常に強い揺れが予測されているほか、町域の大部分で5弱以上と予想されている。



糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）の地震の地表震度分布

2 被害想定結果

本想定地震における本町の被害想定結果は、次のとおりである。

(1) 建物被害

(棟)

液状化		揺 れ		断層変位	土砂災害		火災	合 計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
0	0	0	*	0	*	*	0	*	*

※1 「*」は「わずか」を示す。

※2 「断層変位」による全壊棟数は、「揺れ」による全壊棟数の内数

(2) 人的被害

ア 死者・負傷者・重傷者数

(7) 冬深夜・強風及び平常風速時 (人)

	建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
死者数	*(*)	*(*)	*(*)	0(0)	*(*)	*(*)
負傷者数	40(30)	40(30)	*(*)	0(0)	*(*)	40(30)
重傷者数	10(*)	10(*)	*(*)	0(0)	*(*)	10(*)

(4) 夏12時・強風時 (人)

	建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
死者数	*(*)	*(*)	*(0)	0(0)	*(0)	*(*)
負傷者数	10(*)	10(*)	*(0)	0(0)	*(0)	10(*)
重傷者数	*(*)	*(*)	*(0)	0(0)	*(0)	*(*)

(7) 夏12時・平常風速時 (人)

	建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
死者数	*(*)	*(*)	*(0)	0(0)	*(0)	*(*)
負傷者数	10(*)	10(*)	*(0)	0(0)	*(0)	10(*)
重傷者数	*(*)	*(*)	*(0)	0(0)	*(0)	*(*)

(エ) 冬18時・強風時 (人)

	建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
死者数	*(*)	*(*)	*(0)	0(0)	*(*)	*(*)
負傷者数	20(20)	20(20)	*(0)	0(0)	*(*)	20(20)
重傷者数	*(*)	*(*)	*(0)	0(0)	*(*)	*(*)

(オ) 冬18時・平常風速時 (人)

	建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
死者数	*(*)	*(*)	*(0)	0(0)	*(*)	*(*)
負傷者数	20(20)	20(20)	*(0)	0(0)	*(*)	20(20)
重傷者数	*(*)	*(*)	*(0)	0(0)	*(*)	*(*)

※1 「*」は「わずか」を示す。

※2 ()は観光客を考慮しない場合との差を示す。

※3 屋内収容物の倒壊による死者数は、建物倒壊による死者数の内数

イ 避難者数 (人)

被災1日後			被災2日後			被災1週間			被災1か月後		
避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
*	*	*	70	40	40	30	20	20	*	*	*

※1 冬18時・強風時、「*」は「わずか」を示す。

※2 避難者数は、集計結果を1の位で四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

ウ 避難所に避難する要配慮者数

(人)

被災1日後		被災2日後		被災1週間後		被災1か月後	
避難所 避難者数	うち要配 慮者数	避難所 避難者数	うち要配 慮者数	避難所 避難者数	うち要配 慮者数	避難所 避難者数	うち要配 慮者数
*	*	40	10	20	*	*	*

※ 冬18時・強風時、「*」は「わずか」を示す。

エ 自力脱出困難者数

(人)

冬深夜・強風時	夏12時・強風時	冬18時・強風時
0(0)	0(0)	0(0)

※ ()は自力脱出困難者のうち要配慮者数を示す。

(3) 物資不足量

ア 食料過不足量

避難所避難者数(人)			食料過不足量(食)		
1日後	2日後	3日後	1日後	2日後	3日後
0	37	31	22,079	21,946	21,835

※1 正の数は需要量を上回る主要備蓄量を示す。

※2 避難者数が最も多い「冬18時・強風時」で算出

イ 飲料水過不足量

断水人口(人)			飲料水過不足量(リットル)		
1日後	2日後	3日後	1日後	2日後	3日後
498	291	243	△312	△1,186	△1,914

※1 △は不足量を示す。正の数は需要量を上回る給水可能量を示す。

※2 断水人口は全想定条件で同じ。

ウ 毛布の過不足量

避難所避難者数(人)			生活必需品(毛布)過不足量(枚)		
1日後	2日後	3日後	1日後	2日後	3日後
0	37	31	1,000	926	938

※1 正の数は需要量を上回る主要備蓄量を示す。

※2 避難者数が最も多い「冬18時・強風時」で算出

(4) 災害廃棄物

災害廃棄物の発生量想定：10トン

※建物被害が最も多い「冬18時・強風時」を算出

(5) 孤立集落数

孤立の可能性のある 集落	震度6強以上が想定され ている地域の集落	アクセス困難のおそ れがある集落	重複	合計
1	0	0	0	0

(6) 道路施設被害

延長：32km

緊急輸送路における道路施設被害箇所数：1箇所

(7) ライフライン被害

ア 上水道の断水人口・断水率

給水人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1か月後	
	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
19,130	3,570	19	510	3	130	1	*	0

※ 給水人口は、「平成23年度長野県の水道」を活用

イ 下水道の機能支障人口・機能支障率

処理人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1か月後	
	機能支障人口 (人)	機能支障率 (%)	機能支障人口 (人)	機能支障率 (%)	機能支障人口 (人)	機能支障率 (%)	機能支障人口 (人)	機能支障率 (%)
10,540	2,450	23	610	6	90	1	40	0

※ 処理人口は、平成24年度末長野県汚水処理人口普及状況（下水道処理人口＋農排整備人口＋浄化槽整備人口）から活用

ウ 停電軒数・停電率

(7) 被災直後

想定条件		電灯軒数(軒)	被災直後停電軒数(軒)	被災直後停電率(%)	配電線被害による停電軒数(軒)
平常時	冬深夜	14,510	2,450	17	*
	夏12時		2,450	17	*
	冬18時		2,450	17	*
強風時	冬深夜		2,450	17	*
	夏12時		2,450	17	*
	冬18時		2,450	17	*

(4) 復旧予測

被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
停電軒数(軒)	停電率(%)	停電軒数(軒)	停電率(%)	停電軒数(軒)	停電率(%)	停電軒数(軒)	停電率(%)
2,450	17	130	1	0	0	0	0

※ 冬18時・強風時

エ 固定電話不通回線数・不通回線率

(7) 停電の影響がない場合

想定条件		回線数(回線)	被災直後の不通回線数(回線)	被災直後の不通回線率(%)
平常時	冬深夜	13,160	*	0
	夏12時		*	0
	冬18時		*	0

強 風 時	冬深夜		*	0
	夏12時		*	0
	冬18時		*	0

(イ) 停電の影響が50%及び100%の場合

被災直後 (停電の影響が 50%)		被災直後 (停電の影響が 100%)		被災1日後		被災1週間後		被災1か月後	
不通回線 数(回線)	不通回線 率 (%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率 (%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率 (%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率 (%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率 (%)
1, 110	8	2, 220	17	120	1	0	0	0	0

オ 携帯電話停波基地局率

被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
停波 基地局率 (%)	不通ランク	停波 基地局率 (%)	不通ランク	停波 基地局率 (%)	不通ランク	停波 基地局率 (%)	不通ランク
2	—	2	—	0	—	0	—